

口大野区費検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 口大野区の区費の見直しに関し必要な事項を協議するため、口大野区費検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財政の健全化と区費のあり方に関する事項
- (2) 区費査定基準等に関する事項
- (3) 区費減免基準等に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区費に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、区長、町内会長、審議員および一般区民をもって組織する。

2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。

3 委員長は、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員及び任期)

第 4 条 委員会の委員は、次の中から区長が指名する 16 名以内とし、任期は令和 2 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

- (1) 区長および町内会長 6 名
  - (2) 各町内の審議員から各 1 名
  - (3) 18 歳以上の地区役員以外の区民のうち、区長が適当と認める者 5 名以内
- 2 前項第 3 号の委員には、1 回 3,000 円の報酬を支払うものとする。

(部会)

第 5 条 委員会に次の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- (1) 区費総括と財政の健全化検討部会
  - (2) 区費及び減免基準策定部会
- 2 前項の各部会に部会長を置き、部会長は町内会長とし部会を掌理する。
- 3 委員は、前項第 1 号または第 2 号部会に属するものとする。
- 4 各部会長は、事務達成のため、所掌する事務に関する資料の閲覧や収集等について、区長に請求することができる。

## 資料 2

### (会議)

第 6 条 委員会議は、委員長が定期的を開催するほか、委員長（部会の会議は、部会長）が必要と認めたときには随時招集する。

2 会議の内容並びに進捗状況は、定期的に関覧板等で区民に周知する。

3 委員長は必要があると認めたときは、地区役員経験者など（区役員 OB や他地区区長等）を会議に招聘し、意見等を聴くことができる。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、区事務員が処理する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

## 資料2

## 4条関係（委員名簿）

番号	役職名	委員区分 (第4条)	公職名	備 考
1	委員長	1号委員	区 長	区 長
2	副委員長	//	副区長	町内会長
3	委 員	//	町内会長	//
4	//	//	//	//
5	//	//	//	//
6	//	//	//	//
7	//	2号委員	審議員	昭和審議員
8	//	//	//	高砂審議員
9	//	//	//	明治審議員
10	//	//	//	万歳審議員
11	//	//	//	劔鉾審議員
12	//	3号委員	役員外区民	昭和区民
13	//	//	//	高砂区民
14	//	//	//	明治区民
15	//	//	//	万歳区民
16	//	//	//	劔鉾区民
	事 務 局	庶務（第7条）	区事務員	区事務員・囑託員